

現代フランスにおける宗教と病院

——ライシテ研究の観点から——

東京大学大学院 田中浩喜

【1 目的】

社会科学では近年、公共空間における宗教が注目されている。宗教はかつて私的領域に撤退するとされていたが、近年ではむしろ公共空間に進出しているからである。ところで、厳格な世俗主義とされるライシテを国是に掲げるフランスでは、宗教の再公共化は起こりえないように思えるかもしれない。しかし、実のところ、フランスでは宗教が再公共化しているだけでなく、それがライシテの名のもとに認められるようになっている。本報告の目的は、公立病院を事例に、これらの点を明らかにすることにある。

【2 方法】

本研究では、病院のライシテに関する 2000 年以降の省庁通達と医療雑誌を主な資料として渉猟した。省庁通達としては、保健施設のライシテに関する 2005 年 2 月 2 日の通達や、病院のライシテに関する 2011 年 7 月 5 日の通達などがある。医療雑誌としては、*Soins*誌の 2015 年 5 月号や *Soins cadres*誌の 2015 年 2 月号などが、ライシテに関する特集を組んでいる。ほかにも、諮問機関 Observatoire de la laïcité の報告書など、ライシテ政策を論じる上で重要な文書を参照した。

【3 結果】

分析の結果、病院のライシテに関する政策は、三つの原則に基づいていることが明らかになった。第一の原則は、患者の宗教的「自由」である。患者は病院業務を著しく妨げない限り、院内で宗教実践を行ったり宗教標章を身につけたりすることが認められている。この患者の宗教的自由を保証するため、各病院には病院付聖職者の組織が設けられ、その存在がパンフレットに明記されることになっている。第二の原則は、職員の宗教的「中立」である。病院付聖職者を除いて、業務中の職員は、宗教実践を行ったり宗教標章を身につけたりすることは許されない。とはいえ、みずからの宗教の祝日に休みをとることは、業務を著しく妨げない限りで認められている。第三の原則は、患者の扱いの「平等」である。公立病院は、宗教的差別をすることなく、さまざまな信仰をもつ患者を平等に受け入れねばならない。しかし、ライシテの原則は明確化されているものの、医療現場にはいくつかの問題が残っている。宗教的信条に基づく輸血拒否がなされた場合、医師の救命義務と患者の宗教的自由のどちらを優先すべきか。患者が宗教的信条に基づいて、異性の医師に診察されることを拒否した場合、男女平等の価値と患者の宗教的自由のどちらを優先すべきか。公共サービスの利用者側とも理解できる研修医が、研修中に宗教標章を身につけることは、宗教的中立の原則に反するのか。病院付聖職者のサービスでは信者数の多い宗教しか考慮されていないことは、患者の扱いの平等の原則に即しているのか、といった問題である。

【4 結論】

2000 年以降の病院のライシテは、職員には中立性を厳格に求めながらも、患者の宗教的自由を最大限に認めている。これは、病院付聖職者の活動の活性化をもたらしめている。しかし同時に、病院付聖職者のサービスが用意されているのは大規模な宗教だけだったり、新参の宗教の信者による宗教的要求が病院業務に支障をきたすとして批判されたりしている。この傾向は、宗教的なものとの全般的な分離から宗教的なものとの選別的な協調へという、近年のライシテの大きな変化を反映している。

【文献】

Christian Delahaye, *La laïcité ? l'hôpital*, Paris, Parole et Silence, 2014.